

産業廃棄物処理の問題点と 展望を語る



『産廃あいち』誌上で過去5回にわたり最終処分、収集運搬、中間処理、排出側それぞれの立場に立ち活発な意見交換を行っていただいた座談会。毎回、いろいろ問題点を提起していただきましたが、今回の座談会は総まとめとして、愛知県環境部環境整備課からもご出席いただき、広く産業廃棄物処理の抱える問題及び今後の展望を討論していただきました。

出席者

小林幸資／愛知県環境部環境整備課主幹 <行政>

高橋邦夫／愛知県環境部環境整備課課長補佐 <行政>

宮川辰夫／宮川興業（株）<処理業者>

相木邦昭／大府衛生（株）<処理業者>

浦田恵美子／マルサ建運（株）<処理業者>

稲垣順一／（有）名古屋清掃 <処理業者>

水谷東三／大有建設（株）<処理業者>

福原 恵／（株）丸全油化工業所 <処理業者>

佐藤睦美／大同メタル工業（株）犬山事業所

<排出事業者>

鈴木英男／（株）フジタ名古屋支店 <排出事業者>

宇津野清彦／広報編集委員長 <協会>

安井 孝／専務理事（司会）<協会>

9/14

包括的視野に立って、 産業廃棄物の適正処理を模索

——大変ご多忙中、こうして多数お集まりいただき、誠にありがとうございます。第6回目を迎える今回の座談会は、『産業廃棄物処理の問題点と展望を語る』をテーマに議論していただくわけですが、まず、皆さんの自己紹介及び近況についてお話をいただきたいと思います。

稲垣 当社は名古屋市瑞穂区に本社をかまえ、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理処分を行っております。最近、産業廃棄物について小規模ながら中間処理をスタートさせたところ



稲垣 順一／(有)名古屋清掃

です。
佐藤 当社は軸受メタルを製造している会社です。産業廃棄物処理業の許可は取得してありますが、現在、処理はすべて処理業者に委託しています。

福原 廃油を中心に回収し、自社の中間処理施設で再生した燃料油を市場に還元することを業務としております。また、廃油の動向を見極めるべく、廃油関連業者が集まった全国再生鉱油連合会を結成し、全国9ブロックに別れて現在活動を行っているところです。

水谷 当社は建設廃材の中間処理を行っている会社です。

浦田 収集運搬と中間処理、最終処分を行っております。最終処分場をこの度、3年がかりでやっと許可を得ることができたところです。

鈴木 当社は建設会社でございまして、私は廃棄物等に関する現場へのアドバイスや処理の仕方などを社内的に指導しておる部署に所属しております。

宮川 安城市に本社をおき、収集運搬と中間処理、管理型最終処分を行っております。

相木 昭和32年より一般廃棄物処理業にはじまりまして、現在、産業廃棄物関係では収集運搬から中間処理、最終処分を行っております。

——ひと通り自己紹介をしていただきました。座談会の皮切りに、まず県の方から産業廃棄物行政の問題点をお話していただきたいと思います。

小林 本日は『産廃あいち』の座談会ということですので、問題点と、協会の皆様へお願いしたい点をいくつかお話をさせていただきたいと思います。廃棄物行政につきましては、一昨年に廃棄物処理法が20年ぶりに改正され、適正処理の確保・廃棄物の排出抑制・再生利用による減量化が全面に出されました。また、前後してリサイクル法も制定されるなど、廃棄物行政は大きな動きを見せました。若干、数字は古くなりますが、厚生省の発表によると平成2年度の産業廃棄物の発生量は3億9千5百万トン。昭和60年度より5年間に約8千万トン増加しているという背景の中で、減量化・リサイクルを含めた適正処理の確保が昨今の重要な課題となっております。本県も15年連続工業出荷額全国第1位というポジションにあり、この重要課題にに対し強い関心を持っております。適正処理の確保という観点から常に問題にされているのが、適正処理コストの認識について排出事業者と処理業者の間にギャップがある点です。このギャップを埋めていただくためにも、両者それぞれ社会に対する責任感を十分にお持ちいただいた上で、モラルの醸成をしていただく必要が生じていると思っております。昨今、新聞紙上等で暴力団関連による不法投棄事件や建設汚泥の不適正処理、またマニフェストの偽造事件などが報道され、産業廃棄物処理全体に対して住民の方々の不信感に拍車をかけているのではないかと。翻っていえば、それが最終処分場の新規開設の困難化の要因になっているのではないかと。こういった状況の中で、貴協会が公益法人として設立されて早2年たち、多くの会員を擁する協会に成長されましたことは、県としても業界の健

全発展という見地から大変喜ばしいことであると思います。先程申しましたような社会的不信感を払拭すべく、貴協会として今、これから何をなすべきかを本腰を入れてご検討される時期が到来しているとも感じます。先般行われた全産連の通常総会につきましても、こうした事態を重視され、各都道府県の協会の活動の柱となる事業計画を採択されました。こういったものも一つご参考にしていただき、協会の指針を提示していただければ幸いに思います。

行政としまでも最終処分場の逼迫には十分に認識し、埋立ての多い建設廃材、汚泥、廃プラスチック類については減量化・再生利用を推進すべく、昨年度は建設廃棄物の減量化・再生利用検討会を設置いたしました。これには業界代表として貴協会からもご参加いただいております。今年度は、汚泥について同様の検討会の設置を考慮しており、合わせてシンポジウムも開催が決定しております。

さらには、最終処分場の管理という問題があります。管理型については浸出液の二次管理、また、搬入される廃棄物をいかに管理していくか等についてシステム化のご検討も行っていると思います。安定型においては、浸出液の生ずる管理型廃棄物が搬入されているという事例も出ております。このような事柄から、地域社会とのトラブルの解消という観点から、搬入される



小林幸資／愛知県環境部
環境整備課主幹

廃棄物の管理方法の十分な検討整備はもはや必須要項になりつつあると認識を強めている次第です。また、不法投棄に対する協会の監視も必要となるかも知れません。今後、最終処分場を建設される方々に留意していただきたい事項の一つに、住民の方々は、処分場を建設された会社が万一倒産した場合にどうなるのかを心配されていることを認識しておいていただきたいと思います。これらを背景に、貴協会の中で保険制度のような責任体制の確立等もご検討いただく一つの選択肢ではないかと思う次第です。

当然、県においてもいま申し上げた問題点等

については十分認識し、行政として何らかの手を打てるものは打つ努力をしていかなければならないと思っております。処理業者、排出事業者の皆様方もいま言った主旨をご理解いただきまして、格別のご協力をお願いいただければと思います。

——早速、小林主幹からいろいろ県の行政事情、協会に対する要望が飛び出しました。協会としても、今後、行政から期待していただけるような体制を確立していかなければならないという意味では、一時もうかうかできない



安井 孝／専務理事（司会）

いなという感じですね。いまの小林主幹のお話にも少し出てきましたが、排出事業者と処理業者、本来からいけば一体となって適正処理を推進し、処理行政が円滑にいくことが一番重要なことなのですが、どうでしょう、法改正後の排出事業者の認識及び理解はどう変わってきたのでしょうか。処理業者の側から見るとどのように映っているのでしょうか。

福原 私どもが扱っております廃油では、法改正後、契約問題をキッチリしたいと。今回、特別管理産業廃棄物になるものが出てきましたので、マニフェストの使用に対する認識も高まってきたと思います。ただ、超大手企業の方々はなかなか認識が高まらないように見受けられます。組織が大き過ぎて社内通達が徹底できないようです。そして、まだできることなら処理費用を払いたくないという意識があるように思えますね。

相木 排出事業者といっても大企業、中小企業、そして下請企業など段階的なレベルがあるわけです。当社の場合、いま福原さんがおっしゃられたことと異なるかもしれませんが、大企業は自社で廃棄物の減量化をかなり浸透させて効果を上げているように思えます。これが二次、三次になっていくと、例えば大企業の下請けになっている事業所では、親会社の仕事に参加し、



● 自社の現場から出た廃棄物はその事業所が片づけなければならないということがあります。実際、生産工程から出る廃棄物は、どこからが親会社のもので、どこからが下請け会社のものであるのか。確かに、産業廃棄物の量は目に見えて減ってきていますが、今後、企業の減量化・リサイクルはどのような方向に進んでいくのか、各企業はどのように考えているのか、いまのところ不透明のような気がします。ただ、認識的にはかなり高まっているのではないかと思いますね。

● 稲垣 当社の実感としては、大規模事業者の方が法改正より廃棄物に対する関心が、ものすごく高まったように思えます。現在のような不況下では、小規模事業者の方は法改正うんぬんよりも、とにかく安ければよいというケースが多いようです。一方、大規模事業者の方でも処理費用の件ではなかなか難しいのですが、認識という点では格段に変わったと思います。ただ、小規模事業者の方でも大規模事業者の下請けであったり、行政関連の仕事を行っているところはよく認識されていると思います。非常に小さな事業者の方や中小企業関係になると、価格の問題、いかに安くするかということに全力を注がれているようです。

宮川 皆さんのおっしゃるように、今回の法改正で全般的に排出事業者の認識がやはり高まったように思います。リサイクル一つとっても、それ自体が大きな企業イメージにつながるため、自社内に焼却炉を設置して廃棄物を焼却されて

いる企業がけっこう多くなりましたね。コスト的には焼却するよりも、最終処分した方が安いのですが。その分、当社の処分場に入る廃棄物の量は少なくなりました。やはり、企業イメージを大切にされているんだなど。しかし、処理に対するご理解はまだまだのように思えます。

浦田 当社は毎月、契約から書類作成などについて講習を行ってきたかいてもあって、法改正後、お客様の中で契約を行わないと廃棄物が出せないということをご存知ない方はいらっしゃらなくなりました。

——かなり契約の面で等で、排出事業者の方に指導をされているようですね。こういう時代ですから、排出事業者も環境面で力を入れないと企業イメージも悪くなりかねませんからね。

鈴木 確かに、私たち排出事業者にとって、いま廃棄物対策を含めて環境問題に取り組むことは企業のイメージアップに役立つ要素でもあるわけです。当社は法改正以前から工事の計画書を作成し、リサイクル可能なものはリサイクルを行っておりました。この法改正で、計画書提出等が出されてきましたので、なお一層プロジェクトを組み取り組んでいるところです。認識について排出事業者の立場から申し上げますが、例えば当社のような建設業の場合、絶えず現場が動いているわけです。リサイクルにしても現場単位ではなかなかできません。かといってゼネコンが土地を購入し、処理施設をつくりリサイクルを行うということは、現実には実現

が困難です。必然的に処理業者の方に処理をお願いする形になります。まだまだ建設廃棄物の再生利用上の制約も強いいため、なかなか独自にリサイクルができにくい。認識が低いからリサイクルを行わないということではないんですね。

水谷 最近の傾向として、大手の排出事業者の方は契約からマニフェスト、いろいろな書類関係などは法改正の前から正確に行われているという点は変わりないと思います。ただ、まだ排出事業者の中でも法改正後も把握されていない面も多々あるようです。当社とご契約されている排出事業者の方々は違いますが、マニフェストとはどんなものか、どうして契約を行わなければいけないのかと聞かれる方がいらっしやるとい話を耳にしたことがあります。それを加味しても、状況は徐々に変わってきていると思います。



水谷東三／大有建設（株）

——リサイクルの問題も、やっと端緒についているわけでしょうか。

佐藤 先般の座談会でもお話したのですが、当社の事業から出てくる金属クズ、メッキから出る液の処理とその後に出てくる汚泥。これは中間処理をして最終処分を行っておりますが、これらのチェックについては年2回必ず行っております。当社は何千台の機械を使っており、そこで使われているさまざまな油が廃油となっており出てきますが、管理には必ず個々の油のみを集めて管理しております。先程から言われております排出事業者の認識の有無についてですが、当社はしっかりそのことをわきまえて事業を行っていると考えております。

——いろいろなご意見ありがとうございました。お話を聞いていると、皆さんが求められていることの核心は、やはり適正処理の推進だと思います。これに反する行為が不適正処理、不法投棄ですが、この問題は業界としても信用問題に

係ることであり、私たちが事業を進めていく上で一番のネックになっているわけです。適正処理を推進するにあたり、行政では不法投棄対策についてどのようにお考えでしょうか。

高橋 不適正処理業者及び不法投棄については、県警に監視・摘発を行っていただくわけですが、行政としては県警と同様の動きはできません。そこにジレンマがあるわけですが、実際には委託する側の排出事業者にも問題があるのではないかと。つまり、排出事業者が処理業者をしっかりチェックしてから委託を行えば、不法投棄は起こらないのではとも言えるわけです。この啓発活動をどうしていくか。現時点では、マニフェストによるチェックを可能な限りしていくという方式しかないわけです。なぜ、不適正な処理委託をしてしまうのか、これは認識、コストの問題にも係ってきますが、このあたりをどのように解決していくのかはまだ検討を要するところです。当県としては、産廃処理計画に基づき、今後も指導を行ってまいりたいと考えています。

——啓発、罰則、罰金は確かにきつくなった感じを受けます。また一方では、最終処分場の絶対的な不足、中間処理施設の不足があります。これらも不法投棄を誘発する一因になっているのではないのでしょうか。これら周辺の環境整備、施設をしっかり整えることも一つの不法投棄対策だと思います。しかし、現実には中間処理施設を開設するにしても場所によっては建築基準法第51条が引っかかってきますし、最終処分場には住民の同意という問題も抱えております。施設の新規確保が困難になっている昨今、処理業者の皆さんが一番問題視していることは何でしょうか。

宮川 当社が最終処分場用地として確保している土地で、地元のご了解をいただけずに放置してあるものが合計8万5千坪程あります。現実、4カ所程は借地予定地となっております。こんなに最終処分場が開設できないのは、私たち処理業者にも責任があるのかもしれませんが、マスコミの扱い方にも問題があったのではないのでしょうか。いいところまで漕ぎつけても、マ

スコミ報道があるたびにダメになってしまう。9合目から奈落の底に落ち、また一からはじめると。処分場予定地を住民の方の同意をいただける状態にもっていくまでの苦労は並大抵ではありません。そこに行きつくまでに要する経費は、全くもって大変なものです。最終処分場を経営していく中で、本来のコスト軽減であるとか、処理技術を高めるといことを行おうとしても、処分場確保に対する経費の比重が高すぎてなかなか現実にはうまくやれません。最終処分場を主力に業を営んでいる方の共通する悩みは、処分場確保までのトータル経費が多過ぎることだと思います。

● 浦田 当社の場合、最終処分場は極小規模なのですが、それでも住民の方の同意を得るのに苦労いたしました。搬入する廃棄物は中間処理を行った上で、何ともならない無害なものだけを処分しますと交渉してもなかなかご



浦田恵美子／マルサ建運（株）

承諾がいただけませんでした。特に3月から4月にかけては、地域の区長さんや組合長さんが交代される時期にあたるため、交渉が順調に進んでいても4月の役員交代でまた一から出直して承諾書をいただかなくてはならないという問題がありました。前任者と新任者ではやり方も違いますし、前の方に同意していただいていたのも新しい方も同意してくださるとは限りません。この苦労が大変でしたね。

● 相木 確かに最終処分場は、どの地区においても隣地の承諾などの問題がありますね。最近、減量化・リサイクルの流れがようやくできつつある中で、もう少し適正処理ができる中間処理施設が増えてこないといけないのではと強く感じます。中間処理施設が増えれば、最終処分場に持ち込む廃棄物は、埋立て処分しなければ本当に何ともならないものになり、量的にも極微量になっていくのではないのでしょうか。一般廃棄物の場合、各事業体が住民の方々に指導をしながら処理処分を行っていらっしゃるわけですが、

が、産業廃棄物についても排出する各企業が選別・分別を行うよう行政サイドから強くPRしていただければと思います。そうして行けば、適正に中間処理し、リサイクル可能なものは行うというスタイルが確立できるのでは。最終処分場一辺倒ではなく、もっと中間処理に力を入れていくべきだと思いますね。埋立ての土地は限度がありますから、そのあたりも考慮して収集運搬、中間処理、最終処分まで一貫した処理処分をできるような事業の流れをつくる時期にきているはずですよ。根本的には、やはり選別・分別がしっかりできる体制づくりに力を入れることにつきると私は考えております。

——最終処分量を減量するというのも、これからの大きな課題でしょうね。この点について行政では何か対策を講じる予定があるのでしょうか。

高橋 冒頭の挨拶で小林が申しましたように、県も減量化・リサイクルを推進しております。初年度は建設廃材、2年目は汚泥、3年目は廃プラとそれぞれいかに減らしていくかという取り組みを進めている最中です。今年は2年目となりますが、3年後はその成果として机上の空論ではない実現可能な減量化・リサイクルの方策を掲載したハンドブック、事例集の発行を予定しております。そしてこれは、私ども行政が処理業者の方、排出事業者の方とお話する時にお互いの意見交換の資料となり、かつ指導する場合の目安にもなるわけです。

小林 先程来出ております廃棄物の適正処理及び排出事業者責任の認識を高めることもやはり減量化の一つの方策だと思いますし、これは行政としても力を入れて指導を行って行かねばなりません。また、不適正事例についてですが、県警の資料によると処理業者の方よりも排出事業者自らが不法投棄を行っている、という事例が多々あるとのデータも出ているようです。そして、摘発された処理業者の中には、実はアウトサイダーで、無許可業者が不法投棄を行っている場合もかなりあるとのことですよ。法改正で二者契約になり、排出事業者は契約内容を確認するという主旨がありますが、行政としてはこ

の観点に立ち、排出事業者の指導に力を入れてまいりたいと思います。行政の規制が厳しいというご意見もあるようですが、何事もディレギュレーション（規制緩和）でありまして、つまり不適正事例が多ければ多い程、国民のニーズが高まり規制を強化しなければならない。逆に、不適正事例が減少してくれば規制も緩和されるというわけです。また、いろいろお話に出てまいりました地域住民の方のご同意については、行政としてもベターな方策であるという認識は持っておりません。しかし、地域で、全国で問題がある事例は地域住民とのコンセンサスづくりの段階で起こっていることもまた事実。次善の策として地域住民の同意を位置付けているという点を、どなたにもご理解いただき、自助努力につとめていただきたいと思います。

——確におっしゃる通りだと思います。過去のさまざまな経過が今回の法改正につながったわけですが、こうした社会的背景を理解しながら、業界も苦しいけれども自浄能力を発揮し、それぞれが努力しなければいけませんね。

相木 これは一般廃棄物の事例なのですが、先だってある町がおかしなものを廃棄物として出されていても、収集しないということを決定したと新聞紙上で報道されていました。他の事例としては公園



相木邦昭／大府衛生（株）

に設置してあるゴミ箱を撤去し、ゴミは持ち帰ってもらうことが実際に行われはじめています。自浄作用としては意義がある事だと思いますが、これを同じように私たち処理業者が行おうとする場合、お客様のニーズにできる限り応えることで事業が成り立ってきた背景からみても、こちらから注文をつけていくというのはなかなか難しいわけです。いろいろな面でお願いはするのですが、そのあたりのおつき合いの仕方が、私たちサイドからお客様にあまりキツイことが言えない。かといって、いろいろな廃棄物が混載されていても最終処分に困ります。お客様とモメるようなこと

はありませんが、お願いをいろいろしてもなかなかいつべんに解決するものではないというところに、問題が残っているような気がします。

小林 いまおっしゃられた意味でも、排出事業者の方の意識、認識の向上がまさに急務なのですね。

相木 あまり面倒なことをいうなら、契約を他の処理業者に変えるということも……。

小林 行政がいう場合は、契約や契約内容などはしっかり対応していただいておりますので、そういう点については行政にご相談いただければと思います。

鈴木 当社では、廃棄物を減量化する上で、さまざまな運動を展開しています。一例を上げれば、ビル工事などで生材が納入されるとその現場で切断するなど加工し、残りは廃棄物になります。それを工場ですべて加工し納入してもらえば、現場



鈴木英男／
（株）フジタ名古屋支店

で出る廃棄物の量を少なく抑えられるわけです。また、新聞紙上ですでに報道されましたが、当社と新明和さんと共同で開発した「ゴミジョーズ」を選別・分別、リサイクルの武器として使用しています。これは、例えば工事中のビルの10階にゴミジョーズを設置し、廃棄物を碎いてダストシュートでコンクリートがらや金属クズなどを下にあるコンテナに分別する仕組みになっています。大きな現場であればできますが、街中のビル密集地などに現場がある場合は、装置自体の設置が困難なこと、また、そこから出る廃棄物をいかに分別するかが、頭の痛いところ。立地条件さえ合えば、建設業者の方々は分別を行うように努力されていると思います。減量化にしても、リサイクルにしても現場に持ち込む材料を少なくし、排出量を抑えることを念頭に、皆さん前向きに考えていますよ。

稲垣 減量化・リサイクルについての疑問なんです、建設関係を扱ってみえる処理業者の中で中間処理施設を所有されている方は問題ないと思いますが、そういう施設をお持ちでない処理業者の方が扱われる建設廃材等は直接処分場に入るわけですね。従来、マニフェストが存在しなかった頃は、中間処理施設をお持ちでない収集運搬専門の処理業者の方も廃棄物の中からクズをどけてりして減量化を行いましたが、マニフェストを使用することでこれができなくなる。そういった意味で、マニフェストによってリサイクルが阻害されているという話を聞いたことがあるのですが、これについてはいかがなものでしょう。

高橋 マニフェスト本来の意味合いは、排出事業者が出した廃棄物は最後まで責任をもつというものです。お尋ねの件について、マニフェストの主旨は、処分に限定されたものではありませんので、リサイクルを含めた適正処理について、排出事業者が委託という中で十分な認識をもつことが必要ではないかと思います。



高橋邦夫／
愛知県環境部環境整備課課長補佐

水谷 いまの稲垣さんのお話に関してですが、やはりある程度の量があれば中間処理施設へ搬入し、分別に皆さん努められていると思います。排出量が少ない場合、分別していると経費がかかるため直接最終処分場へ搬入されている方があるかも知れませんね。

稲垣 では、仮にマニフェストで8㎡の廃棄物を出したとして、最終処分場へ搬入する時に4㎡ではおかしいわけです。もちろん、途中で中間処理という業が入っていれば減量化を行いますから、その場合は何ら問題はありません。収集運搬業者がこれを同じように減量して最終処分を行った場合、減少した分はどうなっているのか。いま不法投棄では建設廃材関係が一番多いと思いますが、では現実になぜそんな

ことが横行しているのか。いまお聞きしたような話のままならば、不法投棄はあり得るはずがありません。現実、不法投棄が多いということは、いま私がお話をさせていただいたようなことが影響して起こるのではという気がしてなりません。

水谷 当社がおつき合いさせていただいている排出事業者、処理業者の方々は、中間処理をしっかりとってみえる皆さんが多いので、実際、そういう事例にどんな排出・処理それぞれの業者が関わっているのかわかりかねます。当社の知る限り、建設業に携わっている業者の方々は中間処理で分別等を行うように努めていらっしゃいます。

相木 大手の方々はだいぶ変わってきたと思いますが、二次、三次においてはいまおっしゃられたようなことを徹底されているかは少し疑問がありますね。私も稲垣さんがおっしゃられたようなことも実際感じられるような気がします。

浦田 現状の7割は、いま稲垣さんがおっしゃられたことが一つの問題になってきていると思います。

稲垣 皆さんがすべて中間処理業者であれば問題はありますが、ほとんどは小さな零細業者で、中には仕事を請けるために価格を下げることで仕事が取れている業者の方もいるわけです。このような状況を改善する方策があるとしたら、やはり委託側の排出事業者の意識にかかっているといえるでしょうね。大企業の場合は、自社で契約書を作成するなど自発的にドンドンやっておりますが、小規模企業の場合は何が意識向上に役立っているかと考えると、行政が出されている毎年の報告がそれに相当しているような気がします。確かに中間処理を行っている方々にお話を聞いても、やはりコストはかかると。では、どこでもいいから安い処理業者に出すということでは何も進んでいかないですね。安ければどこでも、という意識を変革するという意味でも、各事業所の廃棄物排出状況の調査を行うことが地道ですけど非常に意義があることだと思います。

——他にはどんな問題点があるのでしょうか。

佐藤 地球規模の環境破壊が最も大きな問題点だと思います。私は犬山市から参加しているのですが、犬山には当社よりもはるかに多くの産業廃棄物を出す排出事業者が数多くいらっしゃいます。ところが、私が協会でお世話になっている2年程の間に、このような座談



佐藤 睦美 / 大同メタル工業 (株)
犬山事業所

会等の行事に犬山地域の会社が顔を出したのは当社を含めて2社しかいません。しかし、ここに顔を出していなくても犬山地域には、交通行政、防犯行政、文化行政、基準監督署管轄の職業行政等の機関がそれぞれ地域の中にあり、それぞれ協会を持ち、全体の8～9割近い企業の方々がそれぞれ参画され、地域社会との取り組みを機軸に少なくとも年2～3回の会合を開いて交流を図っています。ところがこの環境行政は、江南保健所はありますが、私の知る限りないんですね。処理に重点を置くことも大切ですが、最も大切なことは排出する側がどうするかを一番はじめに論議しなくては、事態は改善されていかないと思います。

当社のような企業もいる、商店も、建設業もいるというように、ありとあらゆる業種が集まる環境行政の場を行政指導でつくっていただきたい。あるいは協会の下部組織として発足させていただいて。そこでいろいろな討論をし、優れた方策を学んだり、意識向上に努めたりしていく場がぜひともほしいですね。問題解決には若干遠回りかもしれませんが、こういう組織をつくっていただけたらと。一番大事なことだけに、排出する側が改善方法を見いだす出発点になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

鈴木 おっしゃる通りだと思います。そのような場ができれば有効に活用できるでしょう。先日、協会に、当社の所長を対象にした廃棄物処理に関する講習に派遣していただける講師を紹介して欲しいとお願いしたのですが、なかなか

か適当な方がいらっしゃらないんですね。廃棄物処理に関する講師紹介の機関もあっていいのでは。講習自体は、協会より紹介いただいた大学の先生に現在講師のお願いをしているところです。こうした機関があれば、もっと各社が外部から講師を招き、従業員の意識向上に取り組むようになるだろうし、そういう機会をつくるのが大切だと思います。

佐藤 いまのお話とは少し異なり、ちょっと気の遠くなるようなことかも知れませんが、私たちの働く生産現場ではいくつかの資格を持っていないとその作業につけないようになっていきます。例えば、玉掛け、フォークリフトなどというように。ところがこの環境行政には、産業廃棄物を排出する側に対する資格が存在しません。油の分別はどう行うのかとか、油を廃棄する時は油を分別する資格を有する人間がいないと行えないとかいうように、廃棄物を出す側にも資格が必要となれば、排出事業者も認識を向上させねばならなくなる。この方策は、種々ある問題の一つは解決に導いてくれるのではないのでしょうか。排出側が悪いとか、処理側が悪いとかいっているだけではちが明きません。排出事業者資格制度を設けて、各企業に義務づけることによって、排出側の委託精度も高まってくると思います。もちろん、義務づけができるかどうかは大きな課題になると思います。

高橋 おっしゃられる意味の資格に相当するのが、特別管理産業廃棄物だと思います。いま現在は、管理責任者、技術管理者くらいしかないわけですね。産業廃棄物を例にとってお話いただきましたが、水や大気はどうなっているかと申しますと、これは通産省の管轄ですが、それぞれ1種から4種までしかないわけですね。産業廃棄物としては、今回の法改正で特管物が分類されたことにより、端緒についたばかりといえます。もっと問題点が出てくれば規制が厳しくなる。特管物の管理責任者という考え方が、他の廃棄物についても同様に当てはまるはずですね。法規制がかかったのでもしかたなく行うのではなく、認識を高めていただくことが大切ではないかと思います。

小林 デイレギュレーションという一つの流

れの中で、行政がすべてコントロールしていくことが果たしていいのか。おっしゃられるご意見には、私どもも同感する部分もあるのですが、それよりも事業者自ら廃棄物を適正処理していくという姿勢、本来は経営者の基本認識なんです。それを行政が直接指導することはいかがなものかと思います。しかし、そういうご意見があることを私どもも認識させていただきます。

——いま特別管理産業廃棄物のお話が出ましたが、廃油、廃酸などはいろいろ問題もあるかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

福原 法改正で、特管物に指定された廃油も出てまいりましたが、問題点としては元売り会社が成分をなかなか明らかにしていただけないことだと思います。目で見てわからないというところが非常に難しいわけです。実際、現場で収集する廃油の引火点を計るわけにもいきません。そこで現在は、資源エネルギー庁とヒアリングを重ねながら、元売りに対して成分提示の件も含めて、いろいろ開かれた廃油処理を行うため努力をしているところです。

——他にいかがですか。

浦田 建築業や工場、メーカーなどでは、いま一般廃棄物と産業廃棄物が別れていることによる弊害が随分出ていると思います。例えば、梱包材一つとっても、排出する過程によって、一般廃棄物と産業廃棄物に別れてしまいます。また、同じものをせっかく区分けしていただいても一般廃棄物、産業廃棄物に分けて処理しなければならない事例があります。やはり、区分け・分類をはっきり明確にいただき、一つ一つの品目に合った処理ができる方策をもう少し考慮していただけないものかと思います。

小林 ご指摘の部分というのは、都道府県サイドの行政でも、一般廃棄物・産業廃棄物の区分けそのものが果たして妥当なものかという議論、事業活動に伴って排出する廃棄物はすべて産業廃棄物という区分けを行ってもいいのではないかという議論がありました。厚生省も法改正の中で、廃棄物の区分けについて変更するこ

とも念頭に置きご検討されていたようです。ただ、いま区分けを変えることによって現在ある処理体系に大幅な混乱が生じる可能性が強いと判断され、今回の法改正では区分け変更をされなかったようです。確かに同じ事業系廃棄物でも、一般廃棄物・産業廃棄物と別れ、いささか不合理感をもたれる方もいらっしゃるかも知れません。ご指摘の点については、いずれ厚生省にも働きかけていきたいと考えております。

——建設現場における新築の場合と解体の場合の木クズの扱いの違いなども、同様のケースといえるでしょうね。また、自販機から出る空き缶は従来、大半は市町村が収集されていましたが、どうやら産業廃棄物の金属クズとして取扱う方向に向かいそうだということです。ですから、浦田さんがおっしゃられた点についても、これから整備されるかも知れないですね。

宇津野 少し話が変わりますが、特別管理産業廃棄物の廃油の関係なんです。現状では危険物や毒物劇物などの取扱いについては、危険物取扱主任、毒物劇物取扱主任などの資格を持っていないでも許可を下ろしていただいているんですが、今後はどのような形になりそうですか。万が一、事故が起こった場合にはどこかの法律に引っかかると思うのですが。



宇津野清彦／広報編集委員長

小林 これは当該者が廃棄物処理上の問題で事故があった場合、廃棄物処理法が適用されます。石油とした場合であれば、石油業法で、毒劇物であれば毒劇物法でというように一つの行為に対してそれぞれの法律が関わってきます。例えば、危険物取扱主任などの資格取得が、廃棄物処理法の許可要件となるのかどうかはこだわらず、他法令は他法令としてお考えになっていただければよいのではないのでしょうか。

——かなり広範囲にわたり、いろいろご議論していただきました。排出事業者と処理業者、地

域住民とがもっと密接な関係づくりを行っていないと、これからの廃棄物業界は適性そのものが問われるようになるかも知れません。いままでは、すべて処理業者任せでありながら、処理業者が日の目を見なかったわけですが、今回の法改正で排出事業者責任が一層重くなり、逆に処理業界がいい方向に向かうようにするにはどうしたらよいか。業界全体で考えていかなければいけない時代に来ていると思いますね。これからの廃棄物業界の展望も含め、皆様のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

相木 今後も協会発展のため、会員が一致団結して廃棄物の適正処理に取り組んでいくことが一番の念願です。

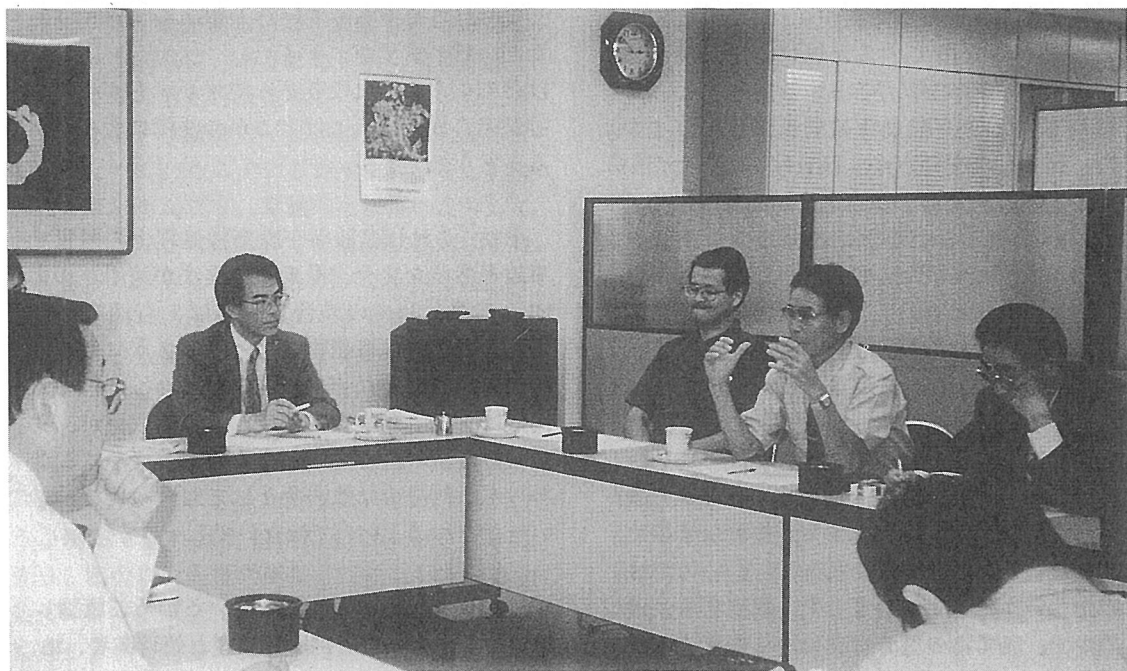
宮川 これは私の持論なのですが、今回の法改正で各都道府県に一つ自治体関与による特定施設をつくるということが出されましたが、この自治体関与の処分場がいろいろ設置されることによって、最終処分業者のマーケットは小さくなり、将来をあまり楽観的に見ることはできないと思います。また、この自治体関与の処分場及び中間処理施設について、10年以上最終処分または中間処理を行ってきた専門業者に、ディーラー権を持たせていただくような特別なご配

慮をいただけると大変ありがたいなと思います。事業者の生き残りのためにも共業化を推進する時期にさしかかっているとも考えています。10社なり20社なりまとめ、資金を出し合って事業共同体などをつくり、その中で自治体のご協力をいただきながら、地域住民の不安払拭、信用を高めていく必要もあるかと思っています。これは税法上の事柄になりますが特に、最終処分場の処理施設は施設に上げられています。できることなら、処分場に徴用する土地は償却資産ということで損金扱いにしていればと思います。最後に、廃プラについては管理型の品目に入れた方が適切ではないかと思っています。離型剤や発泡・未発泡の残存原料が入っていることもあります。安定型処分場にいくこと自体、いかがなものかと感じている次第です。



宮川 辰夫／宮川興業（株）

鈴木 建設業は処理業者と両輪の関係です。正直言って、多少処理費用が高くなってもちゃんとした責任ある処理業者へ委託するというの



が当社の方針です。このような考え方を広く啓蒙していけば、不法投棄もなくなっていくのではないかと思います。

浦田 私たちの業種は3Kの典型のように言われています。皆さんに業としてしっかり認めていただくためにも、また、従業員が働いてよかったと思っていただけるだけの事業環境を整備していくことが大切であると思います。そして、廃棄物という言葉自体がもう時代に合わないような気がしてなりません。もっと違う発想で新しい名前をつけるべきだと思います。私たちが取り扱うものは廃棄するものではなく、荷主からお預かりして運ばせていただくという感覚で仕事に取り組んでいくべきではないでしょうか。

稲垣 これは協会へのお願いになりますが、リサイクル機器のみではなく、処理機器関係を含めた情報を広い範囲で収集していただけたらと思います。

佐藤 環境税を好むと好まざるとに関わらず、導入すべき時期に来ているのではないかと考えています。

福原 廃油業界に関わる業者の意識向上と知識習得のため、これから一生懸命努めていきたいと考えております。



福原 恵 / (株) 丸全油化工業所

水谷 冒頭で申し上げましたように、当社は中間処理を行っておりますが、施設に入るものの量が季節に応じて大幅に変動することがあります。何とかこの状態を緩和できるように、行政のご配慮をいただけたらと思います。

——では、最後に行政から本日の座談会の感想でも何でも結構です。ひとことお話をしていただけないでしょうか。

高橋 本日は、本当に貴重なご意見を聞かせ

ていただけたと思います。行政へのご要望もいろいろありました。先程特定施設に関する事項に若干言及されましたが、あのような大きなものではなく、もう少し小さなもので財団法人産業廃棄物処理振興財団を利用していただき共業化事業を推進していただくとよいのではないかと思います。財団を活用することで信用を得られるということも貴重ではないでしょうか。一つ一つ取り組まれていけば、産業廃棄物処理業界そのものが全体の信用性向上につながると思います。そのあたりの前向きなご検討をお願いしたいですね。そして、協会を積極的にPRしていくことも重要ではないかと感じました。そうすれば、少なくとも協会会員は前向きにやっているんだとアピールできると思います。行政も前向きにやれることはドンドンやっていきたいと考えております。

小林 皆さん方のご要望の主旨は大変よく理解いたしました。廃棄物処理業界の全体的な感触から少しづつではありますが状況は変わりつつあると。ただし、法改正や指導要綱をつかったからといって、明日からすぐにうまくいくわけではありません。しばらくは法令の主旨の徹底状況を見守りながら、また皆さんのご指摘の点などについては県としてもいっしょになって勉強しながら、将来展望等をいろいろ考えてまいりたいと思います。今後とも協会が社会的に評価されるようなご努力をされることをお願いしまして最後にかえさせていただきます。

——本日はお忙しい中、多数ご出席いただき、誠にありがとうございました。行政からも当協会のためにお時間を割いていただいたことを重ねてお礼申し上げます。手前味噌ではありますが、包括的なお話も出て、大変有意義な座談会ではなかったかと感じております。今回でこの座談会も一区切りとなるわけですが、次回からは新たな企画で廃棄物業界のさまざまな問題に取り組んでまいりたいと思います。皆様、本日はありがとうございました。